

# 会 議 録

事務局 - 総務部税務課税制担当係 電話 03 - 3981 - 1376

附属機関又は会議体の名称		豊島区法定外税検討会議（第8回専門委員会）
事務局（担当課）		総務部税務課
開催日時		平成15年9月2日（火）午後6時35分～午後8時43分
開催場所		健康プラザとしま「7階 多目的ホール」
出席者	委員	<学識経験者> 中村芳昭(会長)、今井勝人(第一部会長)、池上岳彦(第二部会長)、内山忠明、山川仁、小林秀樹、野口和俊
	その他	<幹事> 財政課長、広報課長、税務課長（事務局兼任）、都市計画課長、住宅課長、建築指導課長、交通安全課長、都市開発課長
	事務局	税務課長、税務課税制担当係長(2)
公開の可否		公開 傍聴人数 33人 報道関係者 11社
非公開・一部公開の場合は、その理由		
会議次第		開 会 議 事 1．報告書（原案）の検討 2．その他

## 審 議 経 過

開 会

事務局： それでは、ただいまから豊島区法定外税検討会議専門委員会の第 8 回目の会議を開催させていただきます。本日はお忙しい中お集まりいただきましてありがとうございます。本日は「報告書（原案）」をおまとめいただいたということで、ご審議をお願いしたいと思います。

会長の中村先生、進行の方をよろしく申し上げます。

会 長： 本日はお暑い中お集まりいただき、ありがとうございます。ただいまから、第 8 回目の専門委員会を開きたいと思います。

これまで、両法定外税についての取りまとめを行ってまいりまして、報告書の「原案」ができましたので、本日はこの原案について検討をいたすことになりました。

この間、第 7 回までの専門委員会を経ていたわけですがけれども、その後の経過について若干のご説明をしたいと思います。第 7 回目の会議が終わりました後に、取りまとめ方について学識経験委員による打ち合わせを行いました。その際に、両部会長にそれぞれの税に関する取りまとめの「骨子」を作成していただくことにしまして、それを持ち寄って皆さんに集まってもらい検討するという形をとりました。その上で「この方向でよろしい」ということになりまして、両部会長と私の三人でこの「原案」の作成に携わったということでございます。そして、本日お手元にお配りしましたものがその「原案」ということでございます。そのような経過でこの「原案」は作成されておりますので、それを前提にいたしまして本日は忌憚なくご検討いただきたいと思います。

それから、本日の会議ですが、これから検討に入りましたらテレビカメラ等の撮影は 5 分程度にさせていただいて、その後はご容赦いただきたいと思っております。

それではまず最初に、「放置自転車等対策税」について、「報告書（原案）」につきまして第一部会長よりご説明をいただきたいと思っております。

よろしく申し上げます。

### 1 . 報告書（原案）の検討

第一部会長： それでは、「放置自転車等対策税」につきまして、専門委員会でこれまで検討してまいりましたことを踏まえて原案を作成しましたので、簡単にご説明申しあげます。全部で五つに分かれております。一番目が「放置自転車等対策税の目的」、二番目が「課税の前提」、三番目が「課税の根拠」、四番目が「課税の基本的な仕組み」、五番目が「法定外目的税としての要件の充足」という 5 つの柱で構成されております。

まず、「目的」でございますが、これは既にご承知のとおり「放置自転車等対策税」は 4 ページの下のパラグラフにありますように、「豊島区は自転車駐車場の設置や放置自転車の撤去をさらに推進するため」に、このような税を考えたということでございます。この税の「妥当性」如何を問われたわけですが、専門委員会としてはこうした目的のために、法定外目的税を課することは妥当であろうと考えました。

ただし、2 節に述べましたように、それには二つのことを区は実施する、あ

るいは行わなければならないとしてあります。つまりその二つのことを行った上で課税した方が妥当であろうということでございます。その二つのことは何かといいますと、第一に、豊島区は放置自転車の対策のために、自転車駐車場の設置ですとか放置自転車の撤去を今後、具体的にどのように推進しようとしているのかをきちんと説明すべきである、あるいは、さらにそれに要する費用等につきましても区民に説明すべきである、それらが第一点でございます。第二点は、現在区では自転車の放置者からは「撤去保管手数料」、あるいは自転車駐車場利用者からは「使用料」を徴収しているわけですが、専門委員会とすると、その費用徴収は「撤去・保管費用や自転車駐車場の維持・管理費の少なくとも2分の1に相当する額になるように改めるべきである」というように考えております。この二点が充足されたならば、法定外目的税を課税してもいいのではないかとということです。なお、その他にいくつか書いてございますが、特に大切であると思いたすのが6ページの最初に書きましたように、こうしたことを行っていく上でも、いわゆる「改正自転車法の第8条に定める『自転車等駐車対策協議会』というものを設置することが望ましい」ということを書いてございます。この「課税の前提」というものを先ほど私は区民に示すということを申し上げましたけれども、区民はもちろんのこと納税義務者と目されております鉄道事業者にもきちんとこの税のことを理解してもらうためには先ほどの二つのことを行うことが必要であろうということでございます。

次の第3節であります。ここではなぜ我々が「課税は妥当である」と考えたのかということの説明をさせていただきます。二つの根拠がございます。一つは、これまでたびたび議論されておりますように、区が必要とした費用は、「撤去保管手数料」ですとか「自転車駐車場の使用料」を除きますと、その大部分は区民が「区税」という形で負担してきたわけでございます。しかしながら、豊島区の調査によれば自転車を駅周辺に放置する者および自転車駐車場利用者のそれぞれ約70%は鉄道利用者であるということでございます。したがって、区の要する費用の一部を鉄道事業者に求めること、すなわち区民ならびに鉄道事業者、それから自転車を放置する者あるいは自転車駐車場を利用する者、その三者で費用負担を分かち合うということは、社会的に見て合理的であるというように考えたわけでありまして、そうした考え方につきましては、「第一部会」の議論を通じまして、鉄道事業者からは次のような意見が出されております。どのような意見かと申しますと、「鉄道利用者が駅までの交通手段として何を用いるかについては、何ら鉄道事業者には責任はない」というご意見でございました。それについて専門委員会としては次のように考えました。大切なところだと思いますので報告書原案を読ませていただきます。(6ページの)下から11行目あたりでしょうか、「すなわち」で始まるパラグラフでございますが、「すなわち第二に、改正自転車法第5条第2項は、鉄道事業者に対して地方公共団体が自転車駐車場を設置する際に協力義務があることを定めているが、同時にその但し書において、鉄道事業者自らが自転車駐車場を設置した場合にはその協力義務を解除している。この解除規定の存在は、自転車駐車場の設置を含めた放置自転車対策について、鉄道事業者にも社会的責務があることを示している。しかし、現実には区の放置自転車対策に依存しているのが実態であることから、区の要する費用の一部について鉄道事業者に負担を求めることには、社会的な合理性がある」ということでございます。その後、改正自転車法が公布されました

ときの運輸省鉄道局長の通達についても若干のご説明をしてございます。

こういう課税の根拠に基づきまして、それでは具体的にどのように課税したらいいのかということが次の4の「課税の基本的な仕組み」というところでございます。ここは区の従来考えておりましたような課税の仕組みではまずいだろうということが基本的に示されております。すなわち、区は鉄道事業者に納税の義務を求めるにしても「課税標準」は放置自転車の撤去台数ですとか、あるいは自転車駐車場の駐車台数に求めておりました、それを各駅の乗車人員で按分するというようなことを考えておりました。また「税率」はそれぞれ撤去保管手数料あるいは使用料と同額というように考えておりました。しかし、そういった考え方は、「課税標準」と「課税客体」の関係について見ると必ずしも適切でないだろうということでございます。つまり「課税標準」というのは「納税義務者の持つ何らかの経済的な活動あるいは状態」をつかまえないければならないわけでございますので、区の従来考え方はまずいということになります。それでは専門委員会としてどのように考えたかといいますと、3節で述べましたような課税の根拠から、「各鉄道事業者の豊島区内における旅客輸送事業それ自体を課税客体とし、それを数量化したものとして「豊島区内各駅における乗車人員数の合計を課税標準とすることが適切である。」というように考えました。ただし、「各鉄道事業者の課税標準の算定にあたっては、豊島区内の駅から直接乗車した人員を対象とすべきであり、他社線からの乗換え、自社線からの乗継ぎ客数は乗車人員数から控除すべきである。」と考えます。問題は「税率」でございます。「税率」は課税標準をこのように算定いたしましても、乗車人員一人当たりの税率をどのようにするかということが次に問題になりますが、「まず鉄道事業者に求める費用の総額を算定し、それを課税標準で除した値」を税率にする。「すなわち乗換え・乗継ぎ客数を控除した乗車人員一人当たり金額」とすることが適当であろうと考えました。ただし、ここに申し上げましたように、「鉄道事業者に求める費用の総額」でございますが、2節で撤去保管手数料ですとか使用料をもう少し適切にした方がよいということをお願いしたけれども、そのことを前提といたしまして、「自転車放置者および自転車駐車場利用者の負担総額を上回らないと同時に、費用総額から自転車放置者および自転車駐車場利用者の負担総額を控除した額」すなわち区民が区税という形で負担している金額でございますけれども、「その少なくとも2分の1以下にする」という二つの条件が必要であろうと考えました。その他に、8ページでございますが、「改正自転車法第5条第2項但し書」と同様な趣旨から一定の減免措置を設けることも必要であろうと考えております。「徴収方法」でございますが、区の構想は先ほどのような考え方にに基づきまして、賦課徴収を考えていたわけですが、課税標準を変更することに伴いまして、「申告納付」方式を採用することが適切であろうと考えました。また、「課税期間」でございますが、2節で述べましたように(区が)一定の方策を示すということを前提にいたしまして、課税期間も3年ないし5年にするということが適当であろうということでございます。

以上のような基本的な仕組みを前提にいたしまして、それでは「法定外税」としての要件が充足されるかどうかということでございますが、このところで特に問題になりますのが、9ページの最初のところに書きましたけれども、「税以外のより適切な政策手段の有無」についてどう考えるかという点でございますが、この点につきましては「放置自転車そのものの減少を目指す」

ということであればこの点は議論になり得ますけれども、本税の目的は「放置自転車等の対策に要する費用の一部を大量駐車需要の発生施設を抱える鉄道事業者に求める」というように考えますので、「税以外のより適切な手段」というのではないであろうと考えました。それからもう一つ大切な論点は、「課税の公平」という問題でございます。課税の公平を考える場合には、同じく9ページの中ほどでございますが、「能力に応じた課税であるかどうか」あるいは「受益に応じた課税であるかどうか」という二つの基準がございます。能力に応じた課税かどうかというのは、所得などいろいろありますけれども、「所得等の同一の基準に照らしてみたときに納税義務者間や担税者間で公平であるか否かを考える基準であるので、放置自転車等対策税の場合にこの基準を用いることは必ずしも適切でない。」と専門委員会では考えました。また、第二の基準でございますけれども、先ほど申し上げましたように、鉄道事業者には一定の協力をしなければならぬ社会的な責務があるということで、「鉄道事業者はこれまで豊島区が実施してきた様々な放置自転車対策によって、少なからず受益を得てきた」と考えますし、今後とも同様であろうと。そういう意味では「受益に応じた課税」とあるという基準はクリアしているだろうと考えております。もう一つは「公平」に関連して「中立」という問題でございます。このような税を課しても「鉄道事業者の旅客輸送事業のありかたに大きな影響を及ぼすものではない」と考えまして、「中立」という要件も満たされていると考えております。

やや長くなりましたけれども、概略は以上でございます。

会長： どうもありがとうございました。いきなり「放置自転車等対策税」の検討に入りましたけれども、原案の両税の順序にしたがって最初に取り上げるということで始めさせていただきました。

ご意見をいただく前に、誤植等がございましたので、まずそれらを訂正していただきたいと思っております。1ページの中ほどに「まず」で始まる行がありますが、その中で「行政需要ある」となっている箇所ですが、「行政需要がある」と訂正してください。2ページの2の部分で検討会議のメンバーを書いている部分ですが、「関係団体」とあるのを「関係団体代表」としてください。5ページにまいりまして、一番上の行から2行目にかけて「以下、『検討会議』という。」「以下、『専門委員会』という。」となっておりますが、これは前の方でもみな省略しておりますので取っていただいて、省略した書き方でお願いします。これらの部分につきましてはまずご訂正いただきたいと思っております。

それから、1ページからのいわゆる「前書き」の部分の検討は一番最後に回したいと思っております。とりあえず二つの税そのものの内容について検討をお願いするということで、ただいま「放置自転車等対策税」につきましては第一部会長よりご説明をいただきましたので、まずこれについて何かご意見がございましたらお願いします。

委員： 6ページにあります「自転車等駐車対策協議会の設置」についてですが、この原案では「設置することが望ましい。」と一段弱い表現になっているんですが、私はもう少し「設置しなさい」とした方がいいのではないかと思います。いかがでしょうか。

第一部会長： どういう表現がよろしいでしょうかね。

委員： 例えば「設置する必要がある。」ということではいかがですか。

会長： 今の点で他の委員の方、いかがでしょうか。

委員： 今のご意見ですと、「必要がある」といった場合には、協議会というものが

他の区の例では結論ができるまでにものすごく時間がかかるということを聞いておりますが、つまり課税するのはそれまで待てという意味でしょうか。

委員： そうではなくて、もう一度言いますと例えば 8 ページに鉄道事業者が何らかの対策をとった場合には減免措置をするということが書いてありますね、そのような減免措置の見込みとか様々な計画はどこかで明らかにというか、相談する場が設置されるべきだと考えますので、並行して設置した方がいいのではないかという趣旨です。

会長： 他にいかがでしょうか。

委員： よろしいでしょうか。今の「協議会」の件なんですけれども、協議会で協議して決定すべきことは、実は（原案で）課税の前提となる第一の、豊島区が今後どのような方策によって放置自転車について対処すべきかということそのものなんです。それをあらかじめ豊島区が決定しておいて、その後に協議会をつくるということになると、どういうことになるのかなということもあります。ただ、協議会というのが法的に用意されているわけで、それを利用しないということもどうかと思いますので、その辺はちょっと難しいことで、そういったことも考慮した上でこの表現を考えていただけたらと思います。ですから、前提となる第一、二というのは、当然こういうことをされた上でないと課税ということについては容認されないだろうという意味ではそのとおりだと思いますけれども、「協議会の方も設置してその中でまた必要な協議をするというようなことも考えられるとか望ましい」というような表現をしていただいたらいいのかなと思います。

会長： この件は 8 ページで「課税期間は 3～5 年とすることが適切である」ということとも関係してくると思いますが、「放置自転車対策」というものはこの期間で終わるという問題ではありません。ですから長期的に見ればこれはずっと今後も存続しうる問題であるということも前提を考えていかなければならないわけですので、全てオールマイティで課税によって問題が解決するとは捉えない方がよろしいのではないかということです。長期的な視点からするとこの対策協議会の中できちんとしたその後の対策を講じていく方が望ましいわけです。差し当たって対処療法的には課税という手段もやむを得ない面がないわけではないということも言えそうなのですけれども、かと言ってそれによって全てが片付くという問題でもなさそうなので、そういう観点から言いますと今の問題というのはこの税の課税期間後のことを考えますと、今おっしゃったような対策協議会について検討する必要があると思います。いかがでしょうか。

委員： 私が申し上げたのは、協議会の設置を課税の条件とするという意味ではなくて、一般に「望ましい」という表現は「望ましいけれどもできなかった」ということになる場合が多いので、もうちょっと強い意思を持って「課税と並行して設置すべきである」というような表明をした方がよろしいのではないのでしょうかという意味です。

会長： 今おっしゃったことをまとめるような形でよろしいでしょうか。他に何かございますか。

よろしいですか。それではそういう趣旨で考えていくということにしましょう。他に何かございますか。

委員： 5 ページの「課税の前提」の中の第二のところと、7 ページの「課税の基本的な仕組み」との関係がちょっと気になります。5 ページでは自転車駐車場利用者や放置者からの「費用徴収が撤去・保管費用や自転車駐車場の維持・管

理費の少なくとも2分の1に相当する額になるよう改めることである。」ということが前提ということになっています。そして7ページの下から5行目以下のところで、「鉄道事業者に求める費用の総額は」という文章で「2節で述べたことを前提に」とありますと、結局、鉄道事業者に求める費用の総額というのは、利用者が負担すべき額、しかもそれを改めた後でないと課税自体ができないというつながりになるのでしょうか。この「前提」という文章ですとやはりそうなるのでしょうか。

第一部会長：2節の「課税の前提」のところで書いた点はそういう趣旨で、これを行った上で課税をなささいということです。同時でもかまわないんですけども、そういうことでございます。

委員：「やらないと課税ができない」という意味ですか、しかも数値的なものを含めて。

第一部会長：そうすると問題は「少なくとも」という表現ですか。

委員：そうですね。これは事務局に伺った方がよろしいかもしれませんが、たぶん5ページで言えば「撤去保管費用や維持管理費」というのは、現在かかっている区が支出している費用の8割相当分に当たるわけですね、たしかそんな数字だったと思うんですが、その少なくとも2分の1となると相当な額になるのではないかと思います。そこまで改めないと課税につながらないということになるのでしょうか。

第一部会長：第一部会での資料のグラフ（注：第1回「第一部会」：平成14年7月23日開催 資料1-1「放置自転車等対策の現状 3-1 放置自転車等対策関係経費（建設費等含む）」参照）の下の表で言えば、一番下の「駐車場管理運営経費」というものがあります。それからその上の「置場管理経費」、「保管所管理運営経費」、それから「放置自転車等対策経費」ですね。主にこういう部分です。「人件費」は少なくとも入らないと私自身は理解しています。

委員：そのグラフと表で言えば、平成13年度の総額が9億1千百万で、「建設経費」が2億1千3百万となっていますので、建設経費を除いたすべてがこの原案の5ページで言う費用になるのかなと思ったわけですけども、いかがでしょうか。

第一部会長：具体的に正確な数字は頭に入っていないんですけども。

委員：つまり、言ってみれば放置自転車の保管手数料や自転車駐車場の使用料という、現行で利用者が負担している額の2倍を超えるようなことになるんじゃないかという気がするものですから。

第一部会長：私が聞いている限りではそこまではならないと思います。原案の5ページのたしか次のパラグラフの「なお」のところですけども、「料金等の改定に関して、改訂後の放置自転車返還率や駐車場利用率の低下および他区の水準との比較が念頭にあるようであるが、放置自転車等対策税のような」という文章で、「返還率」ですとかあるいは駐車場の「利用率」については一定の限度があるということを考えますと、料金改訂にも一定の限度があるだろうと私自身理解しておりますから、委員のご指摘のように倍になるようなことはないというように考えております。

委員：やはり言葉の内容ですか、数字もさることながら、この「第二」で書かれている「撤去・保管費用」それから「自転車駐車場の維持・管理費」というものは、例えば先ほどの部会の資料で言えば何なのかということにもつながると思うんですが。

第一部会長：少なくとも先ほどの四つの経費であると私は理解しております。

委員： 私は「建設経費」を除いたそれ以外のすべてというように読めるんですけども。つまり、平成 13 年度で言えば 9 億 1 千百万から 2 億 1 千 3 百万を除いた額というように読めるんです。

委員： 平成 13 年度で全体で約 9 億で、駐車場等の「建設経費費」と「人件費」を合わせますと約 4 億ですから、残りは 5 億ですね。同じ資料で 4 - 1 という表（注：第 1 回「第一部会」：平成 14 年 7 月 23 日開催 資料 1 - 1 「放置自転車等対策の現状 4 - 1 放置自転車等対策に伴う歳入額の推移」参照）を見ますと、同じ平成 13 年度でどういう歳入があったかといいますと、「駐車場使用料」と「撤去保管手数料」を合わせて約 2 億ですね。ですからあと 5 千万円程度になるまでは利用者から値上げをした方がいいというようなことでしょうか。

第一部会長： そういう趣旨です。それぐらいが限度だろうとは思いますが。その場合に先ほど申し上げましたように、「利用率」ですとか「返還率」のことを区の方は当然考慮に入れるでしょうからということでございます。

委員： やはり「人件費」というものは「建設費」と同じような扱いで、「維持管理費」ではないということなんでしょうか。

会長： 事務局の方から正確な数字をご説明していただいた方がよろしいですね。

事務局： ただいま議論になっております資料ではそのとおりなんですけど、その維持管理経費というものに何が含まれるかと申しますと、撤去・保管に要する費用には実質的に人件費となるものもありますから、要するに一番費用として多くかかっている「用地を取得する費用」や、「用地を借りている場合の賃借料」といったものは含まれてこないわけです。いわゆる「ランニングコスト」と「撤去に要する費用」の総額は先ほどの委員さんがおっしゃった 5 億ぐらいだろうと思しますので、今の計算で少なくともその 2 分の 1 を上回るぐらいの料金改訂をするということであれば考えられることであろうと思えます。

会長： 今の点について他にいかがでしょうか。

委員： すみません、今のことなんですけれども、例えば放置自転車の返還手数料を高額にしますとおそらく取りに来ないというようなことがあって、値上げをすれば収入が増加するかということと必ずしもそうではないわけですね。その場合に、増収を目的に値上げはしたのだけれども、実際の収入は目論見以下になってしまったという場合、課税自体ができないというような表現はちょっとどうかなと思う部分があるので、その辺どうにかなりませんか。

会長： この額の合理的な求め方、あるいは額の対象を何にするかということなんですけれども、どうでしょうか。

第一部会長： その趣旨を生かすとしますと、「少なくとも」という表現が問題になりませんか。

委員： 「少なくとも」と言いますと 2 分の 1 を下回ってしまうと課税自体ができないということを考えているわけではないとしますと、「少なくとも」を取っていただいて、「2 分の 1 程度」というような表現にさせていただいた方が制度設計はしやすくなるのかなと思いますけれども。

第一部会長： 後ろの方に書いてありますけれども、「返還率」や「利用率」のことも考えていますから、そういうことであれば「少なくとも」を取って、「2 分の 1 程度」ということですか。「程度」と言うよりも「2 分の 1 前後」ということではいかがでしょうか。

委員： ちょっと確認ですが、こういうデータとして使われている数値ですが、そ

うなると部会の資料（注：第1回「第一部会」：平成14年7月23日開催 資料1-1「放置自転車等対策の現状 3-1 放置自転車等対策関係経費（建設費等含む）」参照）にある「人件費」というのは何なのかということが後々問題になると困ると思うんですね。ですから、やはりこの部会資料にある数値との対応がつくような表現が必要だと思いますが。

会 長： 先ほど区の方から「ランニングコスト」という説明がありましたが、ランニングコストというのも曖昧な言葉になりますので、ある程度明示することが必要ということだと思いますが、この点はいかがでしょうか。

委 員： この文章をそのままと言いますか、第一部長が意図されたとおりの表現ということになれば、「人件費を除く」とすれば良いだけのことでしょうか。

第一部長： 先ほどの私の説明でちょっと不正確だったところがあったと思います。

事務局： すみません、先ほどの私どもの説明が不十分でございまして、部会の資料（注：第1回「第一部会」：平成14年7月23日開催 資料1-1「放置自転車等対策の現状 3-1 放置自転車等対策関係経費（建設費等含む）」参照）にあります「人件費」は職員の経費でございますので、第一部長が除かれるという意味はそういうことからであったと思います。

第一部長： そうですね。

事務局： 私どもが先ほど誤解されるような説明をしてしまった「撤去等に要する経費は人件費」というようなことは、委託料の中に含まれるという部分ですから、それはここでいう「対策経費」の方に含めておりますので、「人件費を含まれない」という部会長がおっしゃったことが正しいと思います。

第一部長： ですから私の考えでは基本的に資料（注：第1回「第一部会」：平成14年7月23日開催 資料1-1「放置自転車等対策の現状 3-1 放置自転車等対策関係経費（建設費等含む）」参照）の表の下から四つ（「放置自転車等対策経費」「保管所管理運営経費」「置場管理運営経費」「駐車場管理運営経費」）でいいという理解です。

会 長： そういう意味でこれは明示的にはっきりさせないといけないということになりますか。

事務局： だとすればその四つの部分を明示するという形の方が正確かと思えます。

会 長： この部分は後にでてまいります文章と連動性がありますので、はっきりさせておいた方がよろしいかもしれません。

今の点は要するに、資料（注：第1回「第一部会」：平成14年7月23日開催 資料1-1「放置自転車等対策の現状 3-1 放置自転車等対策関係経費（建設費等含む）」参照）にあります四つの経費、つまり「放置自転車等対策経費」「保管所管理運営経費」「置場管理運営経費」および「駐車場管理運営経費」ということですね。この四つを指すということはいかがですかということですが、よろしいでしょうか。

委 員： そうなると結局、税として鉄道事業者にも負担してもらいたいという部分には、結果的には「建設」に関しては自転車駐車場の設置に関する費用については含まれないということにもなりますよね。これはどうなのでしょう。

会 長： これはむしろ「税の目的」からすると、本来的には事業者にも自転車駐車場をつくっていただいた方がベターで、つまりその分まで過大にというのは問題があるのではないのでしょうか。せめて費用の極めて限られた一端を負担していただきたいということになるとは思います。その意味では限定的にということであると思えます。

このような理解でよろしいですか。

委員： ちょっと細かい話ですが、原案の「放置自転車等対策税の目的」のところなんですが、4ページの下から5行目からになります、**「豊島区は」**で始まる文章の中で、**「自転車駐車場の設置・維持・管理等および放置自転車の撤去、保管・処分等に要する費用の一部を鉄道事業者に求めよう」と**書いてありますが、結果的に今までの話から**「一部」**ということ丸ごと入らないということよろしいですね。

第一部会長： そうですね。

委員： はい、わかりました。

会長： この部分は要するに全体としてどういったところが放置自転車対策のための費用になっているのか、あるいはどういった対策をやってきたのかということですので、この部分との関係は後のくだりで極めて限定的という意味で、それが先ほどのご説明のとおり、**「丸々そのまま」**というわけではないということになります。

今の点は他にいかがでしょうか。

特にないようでしたら、ご意見がありましたように、この部分は限定的に扱うということで、先ほど述べましたように四つの経費に限るというような表現に改めるということよろしいでしょうか。

第一部会長： ちょっと確認させていただいてよろしいでしょうか。そうしますとこの部分の修正は全部で三点になりますか。原案の5ページの下から8行目の**「撤去・保管費用や自転車駐車場の維持・管理費」**のところを先ほどの資料(注：第1回「第一部会」：平成14年7月23日開催 資料1-1「放置自転車等対策の現状 3-1 放置自転車等対策関係経費(建設費等含む)」参照)に則して全部で四つの項目を挙げるといことと、その後ろの**「少なくとも」**を削除して**「2分の1前後の額となるように改めることである。」**という表現でよろしいのでしょうか。

それからもう一点は、原案6ページの3節のすぐ上ですね。**「協議会を設置することが望ましい。」**とあるのを**「協議会を設置することが必要である。」**ということよろしいでしょうか。

会長： 今のような訂正でよろしいでしょうか。協議会の件で、**「必要である。」**と切るのか、**「必要である」と考える。」**と意見して出すのか、表現上の問題ですが、いかがでしょうか。意見のような体裁をとった方が良いと思いますが、そうすると**「考える」ということを入れた方が良いのではない**でしょうか。

委員： まとまりかけているところで申し訳ないんですけども、経費の負担の趣旨は**「原因者である放置者ないしは自転車利用者」**の負担の額を上回らないという**「精神」**を述べているということですよ、それが一点と、それと原案7ページの一番下にある表現は、**区は半分以上負担すべきである**ということを行っているわけですよ、ということは、精神としては賛同できるわけですよ、要するに鉄道事業者と区民が支払う税と、自転車利用者ですね、この三者がそれぞれ負担すべきであるということを言っていて、鉄道事業者だけに過重な負担をさせてはいけないということを言っているわけですよ。ということであれば、それのもととなる**「放置自転車の対策費用」**は一体いくらなのかということについてはあまり細かく専門委員会が言わなくても良いような気がします。

会長： 今の点は、要するに**「ランニングコスト」**ということ先ほど述べたように、資料(注：第1回「第一部会」：平成14年7月23日開催 資料1-1「放置自転車等対策の現状 3-1 放置自転車等対策関係経費(建設費等含む)」

参照)の表にある四つのものに限定するとそれ以上動かないという形になってしまい、まずいのではないかと、政策的判断の余地を入れるような表現の仕方をとっていただいた方がよろしいのではないかとご意見だと思っておりますが、いかがでしょうか。

それから「法定外目的税」の国の同意要件との関係では「過重な負担」という部分があるわけですが、これとの関係で言えば今おっしゃったように、対象となる費用の部分については合理的な形で考えてくださいというようにしていただいた方がそれなりに政策判断の余地があるということにもなると思っておりますが、いかがでしょうか。

議論としてはここで申し上げたようなことも当然に会議録に残りますので、それらを踏まえて過重な負担にならないような合理的な範囲の費用ということを考えてください、という感じでまとめるという方法もあり得るということなのですから、いかがですか。

委員： もし、先ほど途中まで議論が出ておりましたように、「駐車場の設置費用を除く」というように明記してしまうと、全体として論理の整合性が取れなくなる部分があると思うんです。というのは、鉄道事業者が自転車駐車を設置した場合には減免するといった論理ですので、あまり細かく書き込むと論理破綻する可能性があるのでは、むしろ書かない方がいいのではないかと私は思います。

会長： ご意見は会議録に残すことになりまますので、先ほど述べたように加重にならない合理的な費用ということで、この部分は適切な表現に改めるということでしょうか。

事務局： 確認させていただきたいのですが、ただいま委員さんがおっしゃった部分というのは、原案の7ページの下のところによろしいのでしょうか。それとも先ほどのいわゆる「自転車利用者の負担」を相当な部分まで改めるべきだということに、あまり細かな基準を置くべきでないという趣旨なんでしょうか。7ページの方はそういう精神でよろしいということでしょうか。

委員： 私が申し上げたのはむしろ7ページの方の話で、いわゆる「自転車駐車場対策ないし放置自転車対策にかかる経費の」という程度で良いと思うんですよ。その具体的な細かい中身というのは政策判断もあると思っておりますので、そこまで書く必要はないと思います。ただし、書かなければいけないのは、区民と原因者である利用者と鉄道事業者の中で、事業者に対して他の二者の負担を超えるような課税負担を求めることは適切でないという趣旨ですから、そういうことを明記すれば良いのではないかなと私は理解したんですけれども。

会長： 原案の5ページと7ページの表現で若干混乱しましたが、関連性がないわけではないのでしょうかけれども、一つひとつ片付けた方がいいと思いますので、まず5ページについての表現はどのように改めたら良いのでしょうか。5ページにつきましては経費の具体的な項目を挙げてというご意見がありましたが、どのようにいたしましょうか。

委員： 私の意見は5ページは経費の表現についてはこのままでいいという趣旨です。

委員： こういうことではどうでしょうか。5ページのところですが、「その者からの費用徴収が相当な額になるような制度と改めることが必要である」といったような形で、真中の部分を全部取ってしまうとその趣旨は会議録に載せるということはどうでしょうか。というのは、「維持管理費」云々ということが

そのまま残ってしまうと先ほど委員がおっしゃったような心配が出てきて、制度そのものの正当性が問われるようなことになりはしないかということになりますので。

委員： 原案の 5 ページの「課税の前提」の第二の趣旨は結局、現在の利用者の負担が少なすぎることです。

第一部会長： はい、私の考え方はそうです。

委員： 数字を入れて書かれているわけですがけれども、先ほどの議論のようなちょっと細かい点になりがちなので、趣旨を生かすならば今の委員さんがおっしゃったようにして、数字を入れると何かと用語の定義がどこまでなのかといったことが出がちなので、無いなら無いであっさりとして行政の判断の余地をむしろ積極的に残せるようにした方が良いように思います。

第一部会長： ただ、ここの 2 分の 1 というところまで削除することになりますと、7 ページのところに鉄道事業者に求める費用の総額というものの基準がなくなりますので、やはり両方とも必要だと私は思います。

委員： 7 ページは、一番下に二つの条件を満たす必要があるとなっていますが、一つは放置者および自転車駐車場利用者の負担総額を上回らない、もう一つは区の実質的負担額の 2 分の 1 以下にするということで、これはどちらが少ないかということと明らかに利用者負担の方が少ないわけですから、結局この論理でいきますと 7 ページのことから鉄道事業者に求める総額は利用者負担と同額を超えないということになりますよね。つまり、二つあるように見えても実質的には一つということですよ。

会長： 今の点についてはどうでしょうか。これは「費用負担」という基本的な問題に関わってきますので、ここできちんと処理をしておいた方がいい問題だと思いますが、ご意見いかがでしょうか。

委員： 私は原案の 5 ページはこのままで良いと申しましたのは、部会の資料(注：第 1 回「第一部会」：平成 14 年 7 月 23 日開催 資料 1 - 1「放置自転車等対策の現状 3 - 1 放置自転車等対策関係経費(建設費等含む)」参照)にあるものから、細かくこの項目の中の 2 分の 1 というようにしてしまうと、やや整合性がとれなくなるということができますので、このままの方が自転車駐車場の維持管理費をどう見るかということについては、それはある種政策判断でしょうから、それに任せられる部分ではないかという意味です。ですから、専門委員会としてはそう細かいところまで言うよりも、「原因者の負担を超えない」という精神を守ってくださいということをお願いするということではないでしょうか。

会長： 今のご意見のようにまとめてよろしいでしょうか。それともご異論があればお願いします。

委員： 「報告」ですから、報告書に寸分違わない条例をつくらないと違法だということではないので、それはそれでいいような気がしますけれども、ただ報告書の趣旨と、仮に制定された条例との間に齟齬(そご)があるかどうかという「評価の問題」であって、このままですと報告書を超えた条例を制定しているという非難が出される可能性がないとは言えない。つまり「違うじゃないか」ということを指摘されないとも限らないと思いますので、人件費のない維持管理費というものはないだろうということを言われてしまうとそういう気がしますので、要するに先ほどの委員さんのおっしゃる指摘・不安ということは払拭できないような気がします。

会長： ご意見がこの表現を巡って対立している部分があるわけですがけれども、い

かがいたしましょうか。

委員： 実際には対立しているわけではないので、「原因者が負担する総額を超えない」ということですから、維持にかかる費用をどう見積もろうと実態は変わらないですよ。

委員： そういう意味では、この会議録自体が報告書と同時に保存されているということであれば、この中で報告される趣旨・本意はここであるということは誤解がないと思いますから、そういう意味でこのままでいいという気もしますので、会長のお考えで決めいただければと思います。

会長： それでは、ここは表現が問題になっているだけだと思いますので、今の最後のご意見はつまりこのものを生かした形で改めてはどうかということですが、5ページで先ほど訂正した部分は「少なくとも」という表現は問題になる可能性があるので削除するというのと、それから「2分の1前後の額になるように改めることである。」という訂正でしたが、これ以上に渡って修正する必要があるということはいかがでしょうか。

委員： すみません、原案の7ページの一番下の箇所はこのままでいいんですよ。

第一部会長： これはそのままです。

委員： それなら結構です。

会長： 5ページの方は今述べたような形でよろしいでしょうか。

委員： それからどうでもいいようなことなんですけれども、その他のことでよろしいですか。

会長： ちょっとお待ちください。それでは今までの点で確認いたしますが、5ページについては「維持・管理費の」後の「少なくとも」を削除して、「2分の1前後の額になるように改めることである。」という表現でよろしいですね。

それではこのような表現に改めます。他にいかがでしょうか。

委員： 6ページのちょうど真中あたりなんですけれども、誰が負担するかというところで、「豊島区の要する費用全体を自転車放置者・駐車場利用者」となっていますが、放置者と駐車場利用者を対等にするのはどうも抵抗があって、一緒にしていただきたくないなと思いますので、「・」ではなく「、」で区切るというのはいかがでしょうか。正当な手続をして適正に自転車を置いている人と、道義的に必ずしも褒められることをやっていない人を一緒にしない方がいいような気がします。それだけのことなんですけど、どう変えたらよいかは考えたんですがなかなか思いつかないので、「、」を入れていただけたら良いのではと思いました。

会長： 違った表現ということにしますと「もとより」といった表現になるのだと思いますけれども、いかがでしょうか。

委員： ただ、例えば「自転車放置者」と「区民」というのは同じであることもありますので、あまり厳密な表現を考えるよりは「、」だけでいいのかなと思ったわけです。

会長： 今の表現方法ですが、いかがでしょうか。委員のおっしゃった趣旨に沿ったような表現にするとすれば、これは「自転車放置者はもとより」といった言葉を入れていただければ、多分そういうニュアンスは若干現れるかも知れませんが。あるいは単に「、」だけでもよろしいかということですが、

委員： 厳密には「もとより」と言いますと、駐車場利用者も「もとより」なんです。というのは、自転車利用者は駐車場を利用するわけですから、それに対する費用を払うというのはそれも「もとより」なので、厳密に考えるのは難しいということです。

会 長： 並列的に並べるという意味で、単にそれぞれ区別するというをしないで「、」にとどめるということによろしいでしょうか。

第一部会長： よろしいですか。私がおこを「・」にしましたのは、委員がお指摘になられましたけれども、自転車放置者や駐車場利用者のなかにも区民がいるではないかというような話がおございましたけれども、次の所で言っている区民というのは、その大部分を区民が区税という形で負担しているという場合の区民なんですね。ですから、区側で駐車場を作ることに関しましても、ある意味で原因者なんですから、その利用者は原因者という言い方はやや不適切かもしれませんが、やはり区がいろいろな仕事をしているということの「受益者」はまず誰かと言ったら、自転車放置者も駐車場利用者も同じだろうということで、この3つに分けた、特にこの区民の方は、「区税を負担している区民」という意味でおございますので、私は「・」にした方が全体の文脈はいいなと思いますけれども、あまりこだわりません。

委 員： 私も別にこだわっているわけではおございませんが、そういうご説明であれば、それはそれでよろしいかと思ひます。

会 長： 今ご説明があつたのですが、この趣旨からするとこういう表現がいいということになりますか、いかがですか。

この部分は最初の原案のとおりということで修正無しということにしてよろしいですか。

ではそういたします。他にご意見はありますか。

委 員： 9頁の一番上の段のところなんです、お「放置自転車対策税の目的を『放置自転車そのものの減少を目指す』という点にも求めると」とありますが、文章だけの問題かと思ひのですが、放置自転車対策税の目的にやはり放置自転車そのものの減少を目指すために駐輪場を設置したり様々な対策をとるということも含んでいるような気がおしますので、「減少を目指すための財政需要を賄うのが目的であるから」とおというような表現の方が良くありませんか。文章だけ読みますと少しだけ違和感があります。

会 長： 正確にお願いできますか。

委 員： はい。「放置自転車等対策税の目的は、放置自転車そのものの減少を目指すための財政需要を賄うことが目的であるから」とおいった文章にしないと、この文章だけを読みますと、放置自転車税の目的には放置自転車の減少を目指すことは入っていないおように読めてしまうおことになるので、それはちょっと違ふような印象を受けたおということです。

会 長： 今のご意見はいかがおでしょうか。

委 員： これは趣旨の問題ではなく文章表現の問題なので、これはもし意見がないおようであればここで細かく議論しなくていいおと思ひます。

会 長： 今おっしゃっていただいたおような表現に改めるべきかおどうか、このままで通すかおということなんです、いかがおですか。

委 員： この文章の言い方おというのは、目的がお金だけではなくて放置自転車がなくなるとおいう状況を目指すんだおということを、「点にも」とおいう「も」が入っているおことになれば、これはこれでいいおかなおと思ひます。この文章を書いた方がおどうお考えなのかおということがありますが、これはこれで筋が通っているおのではないおでしょうか。

委 員： 放置自転車等対策税の目的は、逆に言うおと放置自転車そのものの減少を目指すことではないおことを言っているおのですよね。

第一部会長： はい、おそうです。

委員： その点については少し言い過ぎかなと思うんです。

第一部会長： 間接的だということまで否定しているわけではないんですよ。駐車場の整備が進めば放置自転車の減少が進むだろうということは予想がつきますので。ですから「間接的に放置自転車の減少には資するであろう」という趣旨です。

委員： その趣旨は分かるのですが。

第一部会長： そのものの減少というのはそういう意味です。「放置自転車の減少を」とせず、「放置自転車そのものの減少を目指す」のようにそのものというのを入れたのはそういう趣旨なんです。いずれこれによって駐車場の整備が進めば放置自転車の減少にはそれは資するでしょう、そういう趣旨なんです。そのものというのとはそういう意味です。

委員： その趣旨が伝わるのであれば、いいと思います。

会長： 趣旨が明確ではないというご指摘なのですが、いかがでしょうか。あるいはご指摘のように表現を改めたほうがいいのかというお考えでしょうか、それともこのままでよろしいでしょうか。

第一部会長： よろしいでしょうか、原案の 4 頁の区の構想の捕らえ方の最初のところですが、「1. 放置自転車等対策税の目的」の параグラフの 3 行目に、豊島区は「放置自転車の撤去・保管・処分等を実施するとともに、自転車駐車を設置し放置自転車の減少に努めてきたところである。」という表現で、私はこの文章に「そのもの」ということをつなげてご理解いただけたらと思ってはいるんです。

委員： 他の委員の皆さんにその趣旨が伝わるのであれば私はいいと思います。その趣旨には私も賛同していますので。

会長： いかがでしょうか。

委員： このままで大丈夫だと思います。

会長： 他の委員の方はいかがでしょうか。もしなければ時間も押し迫っていますのでこのままの表現でよろしいでしょうか。

では、ここは特に訂正するということはしないでおきます。他に放置自転車等対策税についてございましたら、どうぞ。

よろしいですか。それでは次の「ワンルームマンション税」について検討に入りたいと思いますが、いかがでしょうか。

(一同了承)

それでは第二部会長に簡単にご説明をしていただきたいと思います。

第二部会長： はい。原案の 9 頁の最後からになっておりますが、この「報告書(原案)」は、部会それから専門委員会と議論を重ねてきて、その流れを踏まえてまとめたということになっております。大きな枠組みとしては、住宅ストックに関する政策の中で、区が取り得る手段というのはいろいろあるだろう、その中で税という手段を使えるかどうか、使っても認められるかどうかという議論をしてきたわけでございますが、ざっとそれを見ていきますと、最初に 10 頁のところですが、住宅建築というのは基本的に市場経済のもとで行われているということはそれはその通りでございます。しかし、不動産の建設と申しますか、不動産の設置ということについて、都市計画であるとか環境政策の観点から、公共部門がいろいろ関与するということはあることでございまして、それが住宅ストックのバランス回復というところで、区が提起された「政策課題」に、税という手段が適合しているかどうかを考えているということでございます。

ただし第 2 節に書きましたとおり、最初に出されました区のワンルームマンション税という構想ですが、「ワンルームマンションから得た財源をファミリー世帯用住宅の誘導施策に充てよう」という構想で法定外目的税として出されたわけですが、これは要するに財源をいただく側と誘導する側というのが、方向が違うということでございますので、なかなか目的税とは言いきいのではないかとということでございまして、それについては「法定外目的税として構成するのは適当ではない」ということで、この委員会で判断されたというように考えております。その点が第 2 節になります。

第 3 節には、いわゆるワンルームマンションに代表されますような「狭小住戸集合住宅」というものにつきまして、この「増加を抑制するというところをどう見るか」ということです。これも豊島区以外のいろいろな特別区でいわゆる「ワンルームマンションに対する規制」というような政策もとられ始めておりますが、そういったいろいろな規制的な手段も専門委員会でも議論しましたが、「地区計画」というような区域を限って部分的に適用する規制手段ということが、これは建築を長期間に渡って全面的に禁止するという非常に厳しい手段だということが確認されたと同時に、それが本当に強制力を持って規制できるかということについていろいろ意見の分かれたところであったかと思えます。他方、「法定外普通税」、つまり「抑制のために経済的手法として税をかける」という手段をどう考えるかということなんですが、「費用負担」と言いますか、一戸当たりいくらという形で金銭負担を求めることによって建築を抑制するという手段でございまして、これは建築を全面的に禁止するというものではございません。建築主における工夫の余地を残すものであり、あるいは事情の変化に応じて政策を変更するというのも従来からあることとございまして、これは一つの政策としてはあり得るだろうということです。税というものを使って、何らかの行為を抑制しようという手段をこれなど実際に取りられてきておりますし、それは認められるやり方としてあるのではないかとということでございまして、ですから「狭小住戸集合住宅」ということについて、「法定外普通税」を課すということによってこれを抑制しようという考え方というのは、建築を全面的に禁止するような過度の高税率でなければ認められるのではないかとということです。豊島区においていわゆる全区的な住宅ストックのバランス是正という目的を政策課題としてなり得るものである、つまり認められると考えた場合には、規制的な手段をとるのか、あるいは課税という経済的手法を取るのかということについては選択の問題であり、税というのも選択としては認められるだろうということでございまして、これが第 3 節の趣旨でございます。

そこで第 4 節以下は、もし課税をすると区が選択したと仮定した場合に、その内容がどういふものがあり得るかということを考えています。(1)「課税客体」として豊島区の構想としては、「1戸当たり 25 m<sup>2</sup>以下でしかも 3 階建て以上」のものを課税の対象にしようと考えられたわけですが、狭小住戸集合住宅の建築の増加を抑制しようということであれば、むしろそれは逆に狭いのではないかとという考え方がとられるだろうということでございまして、むしろ国の「住宅建設五箇年計画」が定める 2 人世帯の「最低居住水準」ですが、これは「29 m<sup>2</sup>」でございましてけれども、その他いろいろな意見が出されましたが、いろいろな事情を勘案して考えるべきである、ということになります。そうなりますと「ワンルームマンション税」という名前自体も必ずしも適当とは言えない面もありますので、より適切な名前がありうるのではないかと

いうことをここでは書いてあります。(2)「課税標準」としては住戸数ということであると思うんですが、これに(3)「納税義務者」をどうするかということにつきましても、委員会でいろいろと議論がございました。もし課税をすると仮定しますと、それは建築主というのがひとつ考えられるわけですが、建築主についてはここでは「家屋に関する工事の請負契約の注文者または請負契約によらないで自らその工事を行う者」というように定義しております。それから「納税義務の確定」については、地方税については基本的に2つあるわけでした、「申告納付方式」と「賦課徴収方式」があるわけですが、委員会では申告納付方式を前提として議論が行われて、実際の建築あるいは着工した、あるいはその着工に非常に近いところに課税するとすれば、合理的だという議論になりましたので、「申告納付」という方式をとるのであれば「建築工事に着工した日から一定期間のうちに申告納付をする」という考え方になります。もう一つの考え方としては、逆に申告を待つのではなくて「区が建築の着工を確認した場合に、速やかに納税通知書を交付する」という「賦課徴収」という方式もあり得るだろうということで、これについては合理的な方法を選択するべきである、というように考えられたということです。また(4)「税率」につきまして「1戸当たり50万円」として我々は議論をしてきましたが、これについて大きな異論があったというわけではございませんので、この税率を前提として議論があったということをご報告させていただきます。ただ、(5)「非課税」「減免・還付」につきましては、住宅ストックのアンバランスにはほとんど影響を与えないような小規模な集合住宅につきましては、非課税あるいは免税ということにしても住宅ストックのバランス是正の政策の目的には反しないであろうということであり、当然、建築工事の取り止めや変更でそういう住戸が作られなかった、あるいは減少したという場合には、当然「課税標準」が変わってきますので税の減免もしくは還付ということも必要になるということでございます。

それから、第5節で(1)「国の同意要件」というのが「総務省自治税務局長」から通知されておるわけですが、これにつきましては、「国税または他の地方税との重複の問題」につきましては、建築主課税ということですので、転嫁がなければこれは重複はしていないということになります。また、転嫁が一部生じると考えても、これは負担の程度が著しく過重になる高税率を設定するようになりますと問題になりますが、建築禁止のような効果が生じない程度ということで考えるべきだろうということでございます。また「物の流通に重大な障害を与える」ことについては、これは物流とは違いますので不同意要件とは関係ないだろうと考えます。それから「国の経済施策との関係」につきましては、基本的には住宅政策というのは地域の特有の課題について独自の施策を持って対処することが容認されるだろうということで、国の住宅施策に照らして適当でないということは決して言えないだろうと判断されました。また他に(2)「公平の原則」というものがございます。いわゆる「課税の一般原則」の「公平」につきましては、基本的には建築抑制を目的とする税の場合、通常の税と比較して公平という原則を考慮する必要が小さいと考えることができますし、また建築行為を行うという場合に、建築主には一定の「担税力」とあると推定されるだろうと考えております。また「応益課税」という考え方をしますが、基本的に「狭小住戸集合住宅」というものは、住宅ストックのバランスを失わせることが区民にとってのいわゆるコストであると、区が判断して施策を考えるわけでございますから、

そのコストをある程度取り戻すためには、建築行為から利益を得ている建築主から負担を得るということは許されると考えられると思います。また「中立の原則」ですが、これは抑制のための税でございますので、もともと抑制をするわけですから中立という原則と反するということは、もともと税の目的がそういうことでございますので、建築がある程度減少することは一定の性格上当然のことであるということでございます。ただ、住戸数を課税標準とする場合は「簡素」という原則は満たされるということでございますし、また利害関係者も含めてこういう場で約1年半に渡っているいろいろな議論をやってきたということも、それなりの慎重な検討をやってきたと言えるのではないかと思われる、そういう趣旨でございます。

以上です。

会 長： ありがとうございます。税の名称が適切かどうかということで「かっこ書き」ということになりますが、ワンルームマンション税につきましてご説明いただきました。何かご意見ございましたらお願いします。

第二部会長： すみません、自分で見て間違いを見つけました。11頁の(3)「まとめ」の3行上に「狭小住戸集合の建設」とありますが、これは「狭小住戸集合住宅の建設」となります。

会 長： 今の訂正は、原案11ページの下から5行目の(3)の上の部分で、「狭小住戸集合の建設」となっていましたものを「集合」の後に「住宅」という言葉を入れるということです。

この原案で一番大きく区の構想と違っている部分は、単にワンルームマンション業者をねらい撃ちにするようなことをやめるようにする形で、「狭小住戸集合住宅」というように対象を拡げたということになっております。これが一番違った点だろうと思います。それを前提にすれば「法定外普通税」として考えれば合理的であろうということになってはいますが、その際に問題になり得ることは、他区の政策の進展あるいは変化との関係で、この税の有効性に関連する部分としては「税率」の定め方が極めて微妙な問題を含む可能性があるということです。専門委員会では、「1戸当たり50万円」という最初の区の提案をそのまま前提として議論してきたわけでございますけれども、この部分はよろしいでしょうか。さらに書くとすれば「その後の環境変化を含めて合理的な税率を政策的に考えるべき」というような表現を入れるかどうかということであると思うのですが、このままでよろしいでしょうか。

委 員： ちょっと一点だけ付け加えた方がよいと思いましたが、13ページの(5)の5行目になりますが、非課税と減免の対象の中に例えば「副都心地域」等で、「ワンルームが許容される地域があるのではないか」という議論がたしか専門委員会の中でありましたので、その辺は含めておいてもいいのではないかと考えました。例えば副都心地域は商業・オフィスが中心ですけれども、その中では単身者であっても居住する人たちがいた方が望ましいと考えられる場合もあるので、それを排除するという考えは必ずしも必要ではないのかなと思いますので、地域的な非課税措置というものもあり得るという余地を残しておいた方がよろしいのではないかと趣旨です。

会 長： 今のご意見は、「非課税・免税」の部分で、「一定の地域によっては非課税にするという余地もあり得るのではないか」ということなのですが、いかがでしょうか。

委 員： よろしいですか。今の部分は私も疑問に思っただけで専門委員会でも伺ったところなんですけど、現実には池袋を中心とした高度に商業化された地域にはもと

もとワンルームマンションは建たないということがございました。もう一つは、11ページの上から5行目あたりになりますけれども、どうして仮称ワンルームマンション税が良いかと言うと、「地区計画」ですと地域を区切って部分的に適用されるということですね。要するに一定の区域だけを除外すると課税するのでは違うとは思いますが、区域」という考え方が入るのが相当かどうかという問題もないわけではなく、整合性がとれるかということが少し気になります。私自身は、例えば池袋にすごく近いところは狭くても単身者が住めるような場所が許容されるのではないかという意識はあるんですけども、全体の構造に矛盾がなく説明ができるのかどうかということが若干気になります。

委員： よろしいでしょうか。もう一つはその地域の広さなり、あるいは地域的に除外をしていった場合に、「住宅ストックの是正」ということになるのかどうか、その辺はいかがでしょうか。

委員： お話があったように、もともと副都心地域は住宅はほとんど建たないわけです。その中で少しでも建つというプラスの面と、住宅地域にワンルームマンションが抑制されて、プラスマイナス合わせて全体で住宅ストックバランスが改善されるというのが本来一番望ましいことですよね。そういう余地も残した方がいいのではと思いますが、ここには「政策」と書いてありますから、現実にそのような減免が可能かどうかということについては、それは「政策判断」に任せるとすることで良いのではないのでしょうか。

会長： 今のご意見はどうでしょうか。

第二部会長： 地域を限ってどうこうというのは、確かに先ほどの委員がおっしゃったように「地区計画」というようなどちらかというと「規制的」な手段の方に向いているものだろうと思います。むしろ「税」の方は全般的に「抑制」する方向に向いているんだろうと思いますので、「地域的な事情」をここに書いても書かなくても、もしそういう事情があるということであれば区の方で政策的に判断されると思いますので、私としては「税」という面では書きにくいと思います。

委員： 文章そのものはこのままで結構だと思います。後は意見とそうした地域的なことについて配慮するというような意見も付くんですけども、これとは別に会議録で。

会長： 会議録にはそのままここでの議事が載ります。それでは表現自体はこれでよろしいでしょうか。考慮の余地がある部分は会議録に残りますので、このままにさせていただきます。

他に何かございますか。

委員： 13ページの(5)の「非課税と減免・還付」の中で、もし建築戸数が当初の計画より増えた場合、つまり「減」の部分には触れてございますけれども、「増」があった場合にどう処理すべきかということがあると思います。

第二部会長： 増える場合というのは、これは別に「建築確認」が必要になるんじゃないでしょうか。

委員： 確におっしゃるとおり通常はそうだと思います。ですからまずここでは「新築」という問題があって、次に「模様替え」という問題もあるかと思うんです。いずれにしても一定の規模以上のものについてははしかるべき手続きをとらなければいけないと思いますが、当初の区の家は規模が限定されてしまったのがはずされてきた関係で、必ずしも正規の手続きをとられない事態もあり得ると思うんです。ということで「増」に対する配慮もしておいた

方がいいのではないかという意味で申し上げました。レアケースではあるのかと思います。

会 長： 今のご意見は「減るだろう」という前提のもとに書かれているのであるが、この部分については「増える」ということについてはどのように考えておくべきか、あるいはどのようにここで盛り込むべきかというご意見であったと思いますが、いかがでしょうか。

委 員： まずそれが「申告納付」であるということになれば、例えば5戸つくるといって6戸つくられればそれは間違いだということで、修正をされるということになりますよね。「更正処分」をするという手続きで、それはもともと税法上当然のことですので、そこまで注意する必要はないかも知れません。

それから、「賦課徴収方式」でやるということになった場合、要するに5戸つくると思っていたのに6戸つくられたときには認識が間違ったわけですから、その「課税処分」を一度取り消した後で再度課税するとか、それも税法上は当然の手続きとして用意されているような気がしますので、課税をする方については正確な状況が認識されてそれに正当な課税がされるという意味では、あまり手続き的なことは書く必要はないのではと思います。

会 長： これは一定の期間を経た後に今おっしゃったような問題が発生した場合に、なかなかやっかいな場合があり得るのですが、そうしたことについてまで考えておく必要があるのかということだと思います。

委 員： つまり非課税限度が5戸だとした場合に、最初に5戸建築しておいて後から6戸目を増築した場合ですね。

会 長： あるいは大きい住戸で水回りだけは用意しておいて、後から二つに割ってしまうというような場合ですね。一定の年数が過ぎてから、つまり課税期間を徒過して行った場合はどうかといったような、細かい議論をしますとそういうこともあり得るかも知れないということです。

委 員： よろしいですか。具体的に懸念するのは、例えば今まで「オフィス」として使っていたビルが空室が目立つようになったので住宅に「転用」し、各部屋を狭小住宅にしてくるような場合が出てくると、やはり「住宅ストック」の問題が出てくるのかなと思います。

会 長： 「転用」等の場合にはどのように対応するかという問題ですね。新築したものについてはただいま申し上げたように課税期間を徒過してしまっただけでかなり経ってから別の形態に変更するものも同じだと思いますが、今オフィスの転用のお話が出ましたけれども、これらを含めて「ワンルームマンション税」として対応できるように考える必要があるのかということですね。この点はいかがでしょう。今お話に出ましたように「転用する」「中仕切りをする」といった場合には必ず届出をしなければならないのであれば別ですが、そうならない場合ですと少しやっかいな面があると思いますが、いかがでしょう。

委 員： 12ページの下から4行目に、「建築主とは」という定義がありまして、この定義は上手だと思うんです。「家屋に関する工事」とのみ書いてありますので、非常に広範な工事が含まれると思います。今懸念したような事態というのはこれに該当すると思うんです。と思って先ほどの質問になったわけです。

会 長： これを前提にしましても、「事実」を捉えるような手段があるのかどうかということですが、いかがでしょう。

幹 事： ただいまの委員の方からお話のありましたように、事務所ビルを共同住宅にするというような場合には、建築の確認申請の「用途変更」という手続き

が必要になってきます。それから「住戸」の面積が増える場合には、「増築」の申請が必要になってきますので、いずれにしても手続きは踏まれるということになります。

会 長： もう一つのタイプとして、大きくつくっておいて「中仕切り」を入れて二つの住戸に分けるような場合はどうでしょうか。

幹 事： これは「軽微な変更」とは言えないということになれば確認申請で審査をするということになると思います。

会 長： 今のお話ではいずれにしても何らかの手続きはとらなければいけないということですね。

幹 事： そうですね。いずれにしても建て主から何らかの手続きが必要になると思います。

会 長： 今おっしゃったような形で何らかの手続きがあり得るということ的前提にいたしますと、先ほどの委員からお話がありましたように「建築主」が広く定義されているということとの関係で、「補足可能」だということになるのでしょうか。そのようにできるということであれば、この部分については解決できるということになりますけれども、これによろしいでしょうか。

委 員： はい。

会 長： それではこの部分はこれで終わりたいと思います。他にいかがでしょうか。

委 員： 素朴な質問で申しわけないんですが、課税期限は考えないわけですか。自転車の方は入っているのですが。

会 長： 課税の期限は法定外税の場合、最長 5 年で見直すとされていますので、当然に同様の考えでよろしいとおもいます。

他にいかがでしょうか。何か特に付け加えたり、変更すべきであるということがあればどうぞ。

よろしいでしょうか。それでは「ワンルームマンション税」につきまして先ほどの訂正箇所を除いては特に修正すべきご意見がなかったということによろしいでしょうか。

(一同了承)

それではそのように扱わせていただきます。残りは最初の「二つの法定外税がどうして検討の対象になったのか」ということを書いた部分と、「検討経過」について若干付け加えた文章です。二つの法定外税がなぜ考えられたかということについては、これは区の「調査研究会」で検討した部分を引用しました。この区の調査研究会の提案をもとにして二つの税を検討しているという経緯になっております。なぜ二つの税が区の調査研究会の中で浮上してきたかということをはっきりさせるために若干詳しく要約的に書きました。1 ページの真中あたりから書いてございますけれども、大きく三つのことを指摘しています。一つは「副都心として特有の財政需要」、二番目が「生活環境の保全」、三番目が「健全な街づくり」というものを取り上げています。これらの中から「放置自転車等対策税」「ワンルームマンション税」というものが浮上してきたという経緯になっております。それらを要約して載せたということになっております。後は、この検討会議の検討の経緯と専門委員会の検討の経過を簡単に付け加えておきました。それからもう一つは、それぞれの税について極めて一般的に、企業の社会的責任、特に放置自転車等対策税の場合には鉄道事業者の協力義務というものがそれに付加されてあるわけですが、そのことを一般的に述べただけです。特に二つの税自体について述べているというわけではございません。

以上のような形で書きましたけれども、この部分について何かご意見がございましたらお願いします。

趣旨としては「コミュニティ形成」という部分に事業者がどういう形で関与したり、あるいは参加すべきなのかということは一般的には考えられると思いますけれども、そういうことも書き込んだわけです。これは余計なのかも知れませんが、この部分もこれまでの検討会議で特に区民代表の委員の方の意見として極めて強く出されていたようでしたので、そのことを加えたということです。

何かございますか。

それでは時間も押しておりますので、特になければよろしいでしょうか。

(一同了承)

それではこのままにしたいと思います。これで一通り「報告書(原案)」について検討したことにいたします。何箇所か訂正した部分もありますので、それらを訂正した上で「案」として今度は「検討会議」にかけることにしたいと思います。確認しておきたい点は、本日ご検討いただきました修正原案を「報告書(案)」として全体会(検討会議)を開催しまして全委員から意見を求めるという手続きをいたします。全体会までにこの案に対する意見がございましたら各委員から提出していただくことにしたいと思います。反対・賛成意見を含めてこれらは「報告書」の一部として全て収録するというところで、本文の後に付けることにしたいと思います。それらの「意見」については当然に区の政策判断等においては十分に考慮していただくということにもなりますので、そういう手続きをとらせていただきたいと思います。詳しい日程等については事務局の方で説明していただきますが、専門委員会の議論はこれで閉じたいと思います。

それでは事務局の方からお願いします。

事務局： 今後のスケジュールでございますが、ただいま会長のご説明にありましたように、本日ご検討いただきましたものを修正して「報告書(案)」として早急に検討会議の各委員にお送りして見ていただきたいと思います。会長がおっしゃいましたような「意見書」を提出していただくということであると、やはり2週間程度は必要であろうと思いますので、概ね9月18日(木)ぐらいを目途に意見書を提出していただいて、出された段階で検討会議(全体会)を開くというスケジュールになってまいります。そうなりますと、予定では全体会は9月22日(月)、この会議は通常火曜日に開催しておりましたが、23日が祝日となりますので、22日に全体会を開かせていただきたいと思います。

以上です。

会 長： それでは本日の第8回専門委員会を終了いたします。どうもありがとうございました。

<p>会 議 の 結 果</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 専門委員会も今回で最終回とし、今回の議論で修正した原案を「報告書（案）」として「全体会」に提出することとした。なお、各委員には報告書（案）を事前に送付し、意見の提出を求めることとした。</li> </ul> <p>&lt;委員の欠席&gt; 岩田規久男</p> <p>&lt;次回日程&gt;  第3回法定外税検討会議（全体会）  平成15年9月22日（月）（予定）  （詳細は別途）</p>
<p>提出された資料等</p>	<p>資料8 - 1 豊島区の法定外税に関する報告書（原案）</p>
<p>そ の 他</p>	